

村落共同体——歴史学

中村吉治

村落共同体の歴史の研究、または歴史学における村落共同体研究については、先に本会年報にも書いたが、前のときとくらべて、あまり多くなっているようでもない。共同体は一時かなりとりあげられた。もっとも不足していった中世についても、戦前の清水三男の日本中世の村落あたりからひきついて、名と莊園の構造の研究はいちじるしく進んだが、村落共同体というみかたの面ではたちあぐれてゐる。永原慶一が名主相互の間に共同体を想定しているくらいで、中世に村落や共同体を考えることはないと、常識みたいなものもできている。もっとも、できるだけ成績を盛りとした古島敏雄・日本農業史が、各時代に村落・家族の章を設けているなど、村落共同体の重要性はみとめられてはいるようだが、そこに盛られている中世の村落についての叙述が、きわめてアドマイであることは、一般的な研究のたちあぐれの反映であろう。これに対して、近世の村落・村落共同体については、歴史学者にとっては、もう既に話のつい前段として取扱われてゐる様である。例えば共同体を問題にすることはもうすんで地主制・寄生地制が当面の問題であるといふ様に著書や論文の上では見受けられる。そしてその中にはかなうず村落共同体の問題がからまされているのは当然のことであるが、その場合、村落共同体はもう分ったものとしてあつ

かわれてゐる。どのようにわかつたものかといふと、郷村制度といふことである。村という制度があり、村規約があるといふそのことで、これが共同体と定めてゐる。ややくわしく、農民が「ほぼ完全な自立再生産者であつて、だれと共同關係をとりむすべなくとも生活できる自立者である」が実際は「自立性はまだまだ弱く」「彼の隣人達と共働關係をとりむる必要が」あって、このむすばれた隣人集団（近世的）を村民共同体と名附けておこう」という大石慎三郎・封建的土地所有の解体過程（一二五頁）の規定もあるが、この程度の規定では具体的とはいえないだろう。同じようなことは、古島敏雄編・地主制の研究の中の諸論文の中にもある。地主制を共同体の関連でみるのは当然であるが、共同体が郷村制で現わされるとか、村規約の存在によってみられるとか、自立性の弱い農家が隣人集団をつくるのだと、その程度でわかつてしまつたというのはどうか。そういうわかりかたが、しかし、多いのである。

近世についてそうなのであり、中世がまだわからぬのも当然かも知れない。古代にいたてはなあさらといふことになろう。しかもみな「わかつてゐる」のである。そのわかりかたを、ひとばの上にとどめないで、檢討してゆくことが、もう怠がれねばなるまい。